

ご本人の身元が確認できる書類（氏名・住所の記載されている運転免許証、健康保険証の写し）および、調査依頼者の住民票

② 陸軍甲船員

旧陸軍共済組合（旧令共済組合）に加入することになっていたため、旧令共済の履歴申し立てを提出していただくことになります。

③ 海軍乙船員・陸軍乙船員及び船舶運営会徴用船員

船員保険の被保険者として、船舶所有者（船舶運営会）が船員保険の被保険者として届出されているので、船員保険の被保険者期間調査を行うことになります。

* 徴用船に乗船してはいたが、陸・海軍の甲・乙の区別が記憶にない場合は、履歴申立書にわかる範囲で記入して社会保険事務所に届出します。社会保険業務センターで旧令共済期間調査として履歴申立書を受付します。

その他の留意事項

- 外地においては、旧令共済組合員とされた共済組合以外にも、多数の共済組合がありました。旧令共済組合員とされたのは、もとの外地関係の共済組合のうち、年金給付を行っていたもののみです。樺太庁警察共済組合は、脱退給与金として給付をおこなっていたので、旧令共済組合員とはされませんでした。なお、年金制度のない共済組合の一覧は下記のとおりです。

朝鮮総督府専売局現業員共済組合	朝鮮警察共済組合
朝鮮刑務職員共済組合	朝鮮教職員共済組合
台湾警察共済組合	樺太庁警察共済組合
樺太庁鉄道事務所及樺太庁郵便局現業員共済組合 (樺太庁鉄道共済組合)(樺太庁通信共済組合)	
関東庁通信官署職員共済組合	関東通信官署職員共済組合
関東庁警察共済組合(関東局警察共済組合)	

- 「外国特殊法人」「外国特殊機関」の職員は対象外となります。
 - ・ 南満州鉄道株式会社、華北交通株式会社、満州電電、旧満州開拓青年義勇隊訓練機関、満州拓殖公社
- その他の対象外期間
 - ・ 学徒動員の期間、軍人の期間
- 加入期間について関係機関から証明を受けるまで、半年から1年程度かかります。
- 工員手帳等や、当時の上司・同僚の証明が受けられる場合はなるべく添付します。

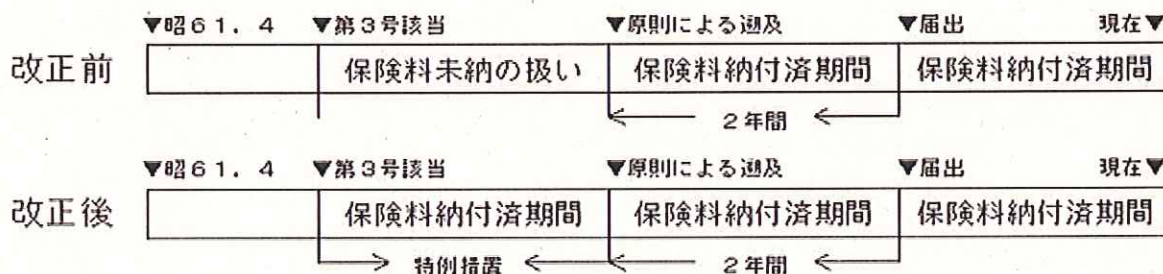
4 第3号被保険者の特例（年金相談マニュアル 制度編P269～）

昭和61年4月から被用者年金制度の加入者に扶養されている配偶者は、第3号被保険者となり、届出が必要となりました。

しかし、第3号被保険者の届出が漏れていたたり、配偶者が転職等で厚生年金期間に空白期間があるにもかかわらず再度、被扶養配偶者の届出がされていなかった期間については、被扶養配偶者であることが確認できれば、その当時まで遡って手続きすることが可能ですが、2年前までは第3号被保険者の期間として「保険料を納付した期間」となりますが、それ以前の期間は、「保険料未納と同じ取り扱い」となっていました。

そこで、平成16年の改正では、特例の届出をしていただくことによって、2年以上前の期間も第3号被保険者の「保険料を納付した期間」として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになりました。

平成17年4月からの恒久措置として「第3号被保険者特例届」が行えることから、受給要件を確認する際には、配偶者の被用者年金の加入期間と合わせて、届出漏れの期間がないか確認します。



<参考>

届出については、原則、配偶者が勤めている会社を経由して提出しますが、遡って届出する場合などで事業主の証明を受けられないときは、住所地を管轄する社会保険事務所等に確認します。